

こおりやまユニバーサルデザインサポーター事業実施要領

1 目的

こおりやまユニバーサルデザイン推進指針に基づき、誰もが自分らしく、より快適な暮らしを送ることができるユニバーサルデザイン社会の実現に向けて市民との協働で取り組む。このため市が実施する事業等を、ともに推進するボランティアとしてこおりやまユニバーサルデザインサポーター（以下「サポーター」という。）を設置し、ユニバーサルデザインの一層の推進に向けて「こおりやまユニバーサルデザインサポーター事業」を実施する。

2 サポーター活動内容

- (1) 市が実施する事業の支援
- (2) 身近な方へのユニバーサルデザインの啓発
- (3) 講習会への参加
- (4) ユニバーサルデザインに関する市との情報交換
- (5) その他

3 サポーターの条件

- (1) 上記活動内容を実践できる者
- (2) 市内在住又は在勤、在学の者
- (3) 15歳以上の者（中学生を除く。）

4 報酬

- (1) 2に規定する活動に対する報酬は、無償とする。
- (2) 2（1）に規定する活動に参加する際の交通費については、市の規定に基づき実費を支給する。

5 定員

30名程度

6 サポーターの登録及び解除

- (1) 登録

登録を希望する者は、所定の申込様式または電子申請により市民・NPO活動推進課へ申し込むものとする。

(2) 解除

登録者が登録解除を希望する場合は、所定の解除申出書により市民・NPO活動推進課へ申し出るものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、事業運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、平成22年4月28日から施行する。

附則 この要領は、平成26年4月30日から施行する。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。